

京 都 大 学 教 職 教 育 委 員 会 要 項 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 教育学研究科長</p> <p>(2) 研究科の教授 各1名</p> <p>(3) その他総長が必要と認める教授又は准教授 若干名</p> <p>(4) 教育推進・学生支援部長</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号及び第3号の委員の任期は、2年 とし、再任を妨げない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3 }           } (同 左)</p> <p>2 } 3 第1項第2号及び第3号の委員の任期は、2年 とし、再任を妨げない。<u>ただし、補欠の委員の任 期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 この要項は、令和2年1月20日から実施する。</p> <p>2 この要項の実施後最初に委嘱する大学院経済学 研究科、大学院医学研究科、大学院薬学研究科、 大学院工学研究科及び大学院人間・環境学研究科 の委員の任期は、第3第3項本文の規定にかかわ らず、令和4年3月31日までとする。</p>